

iDeCoの拠出限度額が引き上げられます

2026年12月分（2027年1月引落分）から、iDeCoの拠出限度額が引き上げられます。
掛金額の変更をご希望の方は、下記の「事前受付方法」をご確認のうえ、お手続きください。

拠出限度額引き上げの概要

加入資格		拠出限度額（月額）	
第1号被保険者 任意加入被保険者（自営業者など） 		68,000円 国民年金基金と合わせて 68,000円が上限	75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
第2号被保険者 （会社員など） 	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円	62,000円 企業年金と合わせて 62,000円が上限
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

出典：厚生労働省Webサイト | [2025年の制度改正に関するチラシ](#)

事前受付方法

拠出限度額の引き上げに伴い、掛金額変更手続きの事前受付を行います。

■ 事前受付対象者

2026年12月1日の制度改正により、iDeCoの拠出限度額の引き上げ対象となる国民年金第1号被保険者、国民年金第2号被保険者、任意加入被保険者のうち、以下のすべてに該当する方

01	02	03
現在の拠出限度額を超える 金額への変更を希望する方	2026年12月掛金(2027年 1月引落分)から変更する方	現在の掛金納付方法が 「毎月定額拠出」である方

■ 掛金額変更時期：2026年12月分（2027年1月引落分）

■ 事前受付期間：2026年9月1日（火）～2026年10月30日（金）

■ 事前受付方法：加入者掛金額変更届（事前受付専用）をご提出ください。

- ※ 国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者のうち、国民年金基金に加入している方
国民年金基金の掛金月額とiDeCoの掛金額の合算で75,000円を超える場合、iDeCoの掛金額は変更できません。
- ※ 国民年金第2号被保険者のうち、お勤め先で企業年金制度等に加入している方
企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額についてご不明な場合は、お勤め先の事業主様にご確認ください。
- ※ 2026年11月分（2026年12月引落分）までは、現在設定されている掛金額が引き落とされます。
- ※ e-iDeCo（iDeCoのオンライン手続きサービス）では、2026年12月1日～24日の間に手続きが可能です。
- ※ その他の注意点については、iDeCo公式サイトおよび加入者掛金額変更届（事前受付専用）の注意事項をご確認のうえ、お手続きください。

詳細は、iDeCo公式サイト
「重要なお知らせ」から



「加入者掛金額変更届」はこちら

※ 「各種お手続き類」からダウンロードいただくか、下記お問い合わせ先までご連絡ください。



お問い合わせ先



J I S & T コールセンター 0120-082-011（平日 9:00～21:00）

J - P E C コールセンター 0120-217-011（土日 9:00～17:00）

※ 祝日を除く。また、土日はシステムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。